

和泉市一時預かり（一般型）事業のご案内

1. 事業の目的

- 保護者の就労、職業訓練、就学等、又は傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情により、保育が困難となった場合や保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かりする事業です。

2. 利用できる期間

- 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情の場合は、1ヶ月以内が限度になります。
- 育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するために利用する場合は、1週間以内が限度になります。
- 保護者の就労、職業訓練、就学等により、断続的に家庭保育が困難となる場合は、週3日程度が限度になります。

3. 利用できる児童

- 和泉市内在住で6ヶ月～就学前（原則として保育所及び認定こども園に在籍していない児童）

4. 利用できる保育所及び認定こども園

- 公立「国府第一保育園」（井ノ口町6番42号） TEL43-2626
- 公立「和泉保育園」（伯太町二丁目5番16号） TEL41-5811
- 民間「認定こども園クレアール保育園」（いぶき野五丁目3番7号） TEL58-1555
- 民間「認定こども園さいわいこども園」（幸二丁目7番44号） TEL41-1385
- 民間「みなまつ保育園」（松尾寺町1525番地の5） TEL53-3004
- 民間「認定こども園たつのおか保育園」（三林町1273番地の2） TEL57-2227
- 民間「認定こども園ひかり Green Well」（光明台三丁目3番1号） TEL56-2002
- 民間「認定こども園信太保育園」（尾井町二丁目7番4号） TEL46-0471
- 民間「認定こども園いぶきのPreSchool」（いぶき野五丁目5番5号） TEL50-4000
- 民間「認定こども園横山きのみ保育園」（仏並町358番地の11） TEL90-2501
- 民間「認定こども園あいしゅう幼稚園」（王子町1118番地の59） TEL41-1943
- 民間「認定こども園新光明池幼稚園」（伏屋町三丁目5番22号） TEL55-2199
- 民間「認定こども園はつがの国際こども園」（はつが野五丁目12番1号） TEL90-6788
- 民間「認定こども園和泉チャイルド幼稚園」（王子町二丁目1番52号） TEL41-2996
- 民間「認定こども園池上わかばこども園」（池上町三丁目14番55号） TEL41-1441

5. 保育時間

- 公立園 月曜日～金曜日・・・午前9時～午後5時
土曜日・・・午前9時～午前12時
- 民間園 月曜日～土曜日・・・午前9時から午後5時
【ただし、事情により前後1時間の延長保育（有料）あり】
※日曜日、祝日以外にも利用出来ない日もありますので各園で確かめてください。

6. 利用人数

1日の利用人数は、各園につき概ね10人程度です。

※利用人数に制限がありますので、一時お待ちいただく場合、あるいはお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7. 利用方法

各事業を利用するにあたり、実施園に用意しております「利用申込書」及び必要書類（主に下記記載の証明書類）を一緒に実施園へ提出してください。なお、利用料金を決定するため、税関係書類等を提出していただく場合があります。

○必要書類

申込理由	証明書類
就 労	就労証明（時間、条件、日数の分かるもの）
職業訓練	就学証明または学生証等
就 学	就学証明または学生証等
傷 病	診断書または医師が証明する書類
災害・事故	被災証明等
看護・介護	看護・介護を必要とする医師の証明書等
冠婚葬祭	案内通知、会葬礼状等
その他	健康保険証等必要と認められる書類

8. 利用申請書提出期限

利用したい日の10日前まで、ただし緊急的な理由による場合は利用したい日の前日まで

9. 利用料金等

この保育サービスを受けようとする保護者の方は、利用料金等を実施園に納付してください。

（保護者の方が負担していただく利用料金等は前納制です。）

利用料金を決める上で、一般の利用者の方は特に必要ありませんが、生活保護世帯の方は生活保護受給証明書。市民税非課税世帯の方は、市民税非課税証明等が必要になります。

○料金表（原則 9：00～17：00）

区分	一 般 世 帯			市民税非課税世帯・生活保護世帯		
	延長時間	基本時間	延長時間	延長時間	基本時間	延長時間
	8：00 ～ 9：00	9：00 ～ 17：00	17：00 ～ 18：00	8：00 ～ 9：00	9：00 ～ 17：00	17：00 ～ 18：00
3歳未満児	500円	3,200円	500円	0円	400円	0円
3 歳 児	500円	1,900円	500円	0円	400円	0円
4歳以上児	500円	1,800円	500円	0円	400円	0円

留意事項

※延長時間については、民間園のみの対応になります。

※上記、基本時間の利用料金には飲食代が含まれています。

※市民税非課税世帯・生活保護世帯については、それを証明する資料の提出が必要です。

※年度初日（4月1日）の年齢区分の利用料金を納付していただきます。